

平成22年7月30日
第2201号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（36・人事課）……………1
- 保安林予定森林の指定通知（377～381・森林整備課）……………2
- 平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施（382・河川砂防課）……………3
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の住所の変更（383・建築住宅課）……………5
- 建設業の許可の取り消し（384・由利地域振興局総務企画部）……………5
- 建設業の許可の取り消し（385・平鹿地域振興局総務企画部）……………6
- 道路の供用開始（386・平鹿地域振興局建設部）……………6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………7
- 公の施設の指定管理者の募集（男女共同参画課） 2件……………7
- 公の施設の指定管理者の募集（環境整備課）……………10
- 公の施設の指定管理者の募集（自然保護課） 3件……………12
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………17

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則（14・教育庁総務課）……………18

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（76）……………20
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（77）……………20
- 政治団体の解散の届出（78）……………21
- 政治団体の収支に関する報告書（79）……………21
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（80）……………22

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第三十六号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条第四項の表第五十五号を第五十六号とし、第二十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二百五号の次に次の一号を加える。

二十六	食品開発推進監	総合食品研究センター	上司の命を受けて、食品加工業及び酒類製造業に関する技術の研究開発並びにその成果の普及に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
-----	---------	------------	---

第二百四十五条第六項中「第五十三号」を「第五十四号」に、「第四項の表第五十四号及び第五十五号」を「第四項の表第五十五号及び第五十六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第377号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
北秋田郡上小阿仁村沖田面字上南沢155、156、156の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第378号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
北秋田市阿仁水無字湯口内10、425の1、469、503、字湯ノ沢4、4の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯口内10・字湯ノ沢4の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第379号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所
湯沢市川連町字大平2の1・4・駒形町字八面狼ヶ沢18の1・18の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字八面寺下谷地22の3、22の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第380号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡羽後町軽井沢字蒲倉山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第381号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所 北秋田市阿仁水無字露熊72の1、72の2、72の3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第382号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり平成22年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年11月12日（金） 午前10時から正午まで

入室は、午前9時からとする。

遅刻は、試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 大会議室(2)

2 試験科目

(1) 法令

砂利の採取に関する法令

(2) 技術

砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

3 受験資格

年齢、性別及び学歴は問わない。

4 受験申し込みに必要な書類

(1) 受験願書

秋田県が印刷した所定用紙

(2) 履歴書

秋田県が印刷した所定用紙

(3) 写真

出願日前6か月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦11センチメートル、横8センチメートル(手札形)のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 1枚

5 受験願書の配布

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成22年8月23日(月)から同年10月8日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部用地課

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成22年9月6日(月)から同年10月8日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部用地課

7 受験手数料

(1) 金額

7,600円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、相当額の秋田県証紙(収入印紙とは異なる。)により納付すること。

なお、受験願書の受理後は、受験手数料の返還は行わない。

8 合格者の発表

平成22年12月7日(火)午前10時に次のように発表する。

なお、電話による可否の問い合わせには応じない。

(1) 県庁正面、秋田地方総合庁舎及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面により通知する。

(2) 秋田県ホームページ「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp/>】に合格者受験番号を掲載する。

9 合格基準

総得点が130点以上で、かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。

10 試験結果の開示請求

受験者本人は試験合格発表後、次により口頭で自己の科目別得点及び総合得点の開示請求ができることとする。

なお、電話による口頭の開示請求はできない。

(1) 開示請求の受付期間

合格発表の日から平成23年1月6日(木)までの毎日午前9時から午後5時まで(平成22年12月7日は、午前10時から午後5時まで)

ただし、この期間中の次の日を除く。

ア 土曜日、日曜日及び祝日

イ 平成22年12月29日から平成23年1月3日まで

(2) 開示の場所

秋田県建設交通部河川砂防課及び各地域振興局建設部

(3) 開示請求に必要な書類

砂利採取業務主任者試験受験票および本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等顔写真が貼付されたもの）を持参すること。

11 その他

(1) 受験票は、試験日の約2週間前までに本人あて郵送する。

なお、未着の場合は、平成22年11月1日（月）以降に、秋田県建設交通部河川砂防課（電話018-860-2531）へ問い合わせること。

(2) 試験会場の駐車場は駐車台数が少ないため、バスなどの公共交通機関を利用すること。

12 試験等についての問い合わせ先

機 関 名	連 絡 先
秋田県建設交通部河川砂防課 管理班	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階 電話番号 018-860-2531
秋田県鹿角地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 電話番号 0186-23-2302
秋田県北秋田地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番1号 電話番号 0186-62-3113
秋田県山本地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒016-0815 能代市御指南町1番10号 電話番号 0185-52-6104
秋田県秋田地域振興局建設部用地課 管理班	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 電話番号 018-860-3452
秋田県由利地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒015-8515 由利本荘市水林366番地 電話番号 0184-22-5437
秋田県仙北地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話番号 0187-63-3115
秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 電話番号 0182-32-6208
秋田県雄勝地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話番号 0183-73-6165

秋田県告示第383号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人 日本住宅・木材技術センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
指定構造計算適合性判定機関の住所	東京都港区赤坂二丁目2番19号 アドレスビル4階	東京都江東区新砂三丁目4番2号

- 3 変更しようとする年月日
平成22年7月29日

秋田県告示第384号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年7月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋北道路サービス株式会社
由利本荘市砂子下113番地9
代表取締役 多 田 仁
秋田県知事許可（般-20）第50068号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年7月6日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第385号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年7月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社十文字工芸
横手市十文字町佐賀会字上沖田120番地5
代表取締役 阿 部 トモ子
秋田県知事許可（般-17）第70075号
- 3 処分の内容
建築工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年7月22日付けで建築工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	横手市大森町坂部字開101番地先から字矢走215番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年7月30日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年7月30日から同年8月12日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする

者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 地域サポート仙北
- 3 代表者の氏名
千 葉 文 士
- 4 主たる事務所の所在地
仙北市角館町川原町13番地10
- 5 定款に記載された目的
この法人は低迷する経済活動や、迷走する社会一般教育、少子高齢化見地から活力ある地域づくりをめざし、地域に残っている素材を利用し食材、農業、観光業の連携を図り食農観をサポートし、高齢者と子どもたちが楽しめる元気なコミュニティ・産業・観光の連携の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 N P O の の は な
- 3 代表者の氏名
牧 田 美 和 子
- 4 主たる事務所の所在地
仙北市田沢湖卒田字北竹原96番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在宅介護及び援助が必要な高齢者、障害者やその他の人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、安心して健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
事業

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公の施設の概要
 - (1) 名称
秋田県北部男女共同参画センター
 - (2) 所在地
大館市字馬喰町48番1
 - (3) 設置目的
男女共同参画社会を形成しようとする団体等への支援を目的とする。
 - (4) 規模等
鉄筋コンクリート鉄骨造 地上1階（賃借）、延床面積約368平方メートル
 - (5) 主な施設
情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、子どもサロン、研修室、事務室
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務

- (4) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
- (5) 上記(1)~(4)に掲げるもののほか、秋田県北部男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）
- 4 申請をする団体に必要な資格等
- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 団体の概要
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表、又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算書
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかる書類及び就業規則又はこれらに準じる書類）
- カ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 指定の期間に係る年度ごとの事業計画書
- ケ 類似施設等における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載すること。）
- コ 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類
- サ 4(2)のア、イ、ウ、エに該当しない旨の申立書
- シ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ス アからシに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県生活環境部男女共同参画課（電話番号018-860-1555）
- (3) 提出期限
平成22年9月29日（水）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ センターの設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ 施設の設置目的を達成するために効果的な事業が行われること。
- (2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除

き、平成22年7月30日(金)から同年9月29日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角2号)を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県生活環境部男女共同参画課(電話番号018-860-1555)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県南部男女共同参画センター

(2) 所在地

横手市神明町1番9号

(3) 設置目的

男女共同参画社会を形成しようとする団体等への支援を目的とする。

(4) 規模等

鉄骨造 地上1階(賃借)、延床面積約332平方メートル

(5) 主な施設

情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、子どもサロン、研修室、事務室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務

(4) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務

(5) 上記(1)~(4)に掲げるもののほか、秋田県南部男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 団体の概要

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表、又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算書

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかる書類及び就業規則又はこれらに準じる書類）

カ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 指定の期間に係る年度ごとの事業計画書

ケ 類似施設等における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載すること。）

コ 申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類

サ 4(2)のア、イ、ウ、エに該当しない旨の申立書

シ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

ス アからシに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部男女共同参画課（電話番号018-860-1555）

(3) 提出期限

平成22年9月29日（水）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ センターの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ 施設の設置目的を達成するために効果的な事業が行われること。

(2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月30日（金）から同年9月29日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角2号）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県生活環境部男女共同参画課（電話番号018-860-1555）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県環境保全センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

秋田県大仙市協和上淀川字雨池沢45番地

(3) 設置目的

県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を補完し、安全で信頼のおける施設として県内の産業廃棄物の適正処理に寄与し、もって地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(4) 規模等

施設総面積 1,572,145平方メートル

(5) 主な施設

管理型最終処分場、浸出水処理施設、管理棟

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 産業廃棄物の処理に関する業務

(3) (1)から(2)までに掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格等

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 過去5年間に管理型最終処分場において、センターと概ね同種類の廃棄物について、年間総量1万トン以上の廃棄物を処分した実績を有すること。また、当該最終処分場において、センターと同等の処理方法による浸出水処理施設の運転管理経験を有すること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班（電話番号018-860-1624）

(3) 提出期限

平成22年9月29日（水）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準。

(2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月30日（金）から同年9月29日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年8月20日（金）午後1時30分

(2) 場所

大仙市協和上淀川字雨池沢45番地 秋田県環境保全センター2階会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、説明会前日の正午までに後記9(8)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は1,278,705千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

(7) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(8) 問い合わせ先

秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班（電話018-860-1624）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県奥森吉青少年野外活動基地

(2) 所在地

北秋田市森吉字森吉山麓高原1番地

(3) 設置目的

奥森吉の恵まれた自然の中で野外活動を行う機会を提供することにより、青少年の自然環境に関する意識の高揚を図り、自然環境の保全に関する学習の振興に資することを目的とする。

(4) 規模等

403ヘクタール

(5) 主な施設

野外活動センター、親子キャンプ場、クマゲラ保護センター、浄水施設、公衆トイレ、多目的広場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋田県奥森吉青少年野外活動基地（以下「野外活動基地」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - ウ 申請の日において現に県の指名停止措置を受けているもの
 - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
 - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班（電話番号018-860-1613）

(3) 提出期限

平成22年9月29日（水）午後5時15分まで
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 秋田県生活環境部所管施設指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除

き、平成22年7月30日(金)から同年9月29日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外角2号)を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年8月20日(金)午前11時

(2) 場所

野外活動基地野外活動センター(北秋田市森吉字森吉山麓高原1番地)

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、前日までに後記9(6)の問い合わせ先に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定された団体を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 野外活動基地の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(5) 詳細は、募集要項による。

(6) 問い合わせ先

秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班

(電話番号018-860-1613 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営玉川温泉ビジターセンター

(2) 所在地

秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢

(3) 設置目的

自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造平屋建 敷地面積18,947.40平方メートル 延床面積802.93平方メートル

(5) 関連施設

駐車場、ブナ森園地、ブナ森園地駐車場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、秋田県営玉川温泉ビジターセンター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。(複数の団体が共同企業体を構成することも可)

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部自然保護課自然公園班（電話番号018-860-1612）

(3) 提出期限

平成22年9月30日（木）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月30日（金）から同年9月30日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年8月24日（火） 午前11時

(2) 場所

センター事務室（電話番号0187-49-2277）

(3) 説明会への参加申込み

説明会への参加を希望する団体は、平成22年8月17日（火）までに、5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 管理を行わせる期間の予算総額は、25,939千円を限度とする。

- (5) 指定管理者は、センター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (7) その他詳細は、募集要項による。
- (8) 問い合わせ先
秋田県生活環境部自然保護課自然公園班
(電話番号018-860-1612 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県営玉川園地駐車場
- (2) 所在地
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢
- (3) 設置目的
自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (4) 規模等
アスファルト舗装 収容台数86台 入出場管理詰所1棟

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、秋田県営玉川園地駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。（複数の団体が共同企業体を構成することも可）
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの
 - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
 - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る年度ごとの駐車場の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類

- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県生活環境部自然保護課自然公園班（電話番号018-860-1612）
- (3) 提出期限
平成22年9月30日（木）午後5時15分まで（必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 秋田県生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、駐車場の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成22年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月30日（金）から同年9月30日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成22年8月24日（火） 午後1時
- (2) 場所
秋田県営玉川温泉ビジターセンター（住所 秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢 電話番号0187-49-2277）
- (3) 説明会への参加申込み
説明会への参加を希望する団体は、平成22年8月17日（火）までに、5(2)に掲げる場所へ説明会参加申込書を提出すること。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 駐車場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 管理を行わせる期間の予算総額は、16,200千円を限度とする。
- (5) 駐車場の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入とする。
- (6) 指定管理者は、駐車場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (7) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (8) その他詳細は、募集要項による。
- (9) 問い合わせ先
秋田県生活環境部自然保護課自然公園班
(電話番号018-860-1612 ファクシミリ018-860-3835 E-mail shizenhogoka@pref.akita.lg.jp)

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、美郷町千畑土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町畑屋字稲荷120番地の1
 2 就任理事の住所及び氏名
 仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中24番地の3

高 橋 勝 經

武 田 弘

教育委員会規則

秋田県教育委員会に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
 平成二十二年七月三十日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十四号

秋田県教育委員会に提出する申請書等のあて先表記の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年秋田県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「秋田県教育委員会 様」を「(あて先)秋田県教育委員会」に改める。

様式第六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第七号中「

年

月 日」を
 年 月 日
 様
 に改める。

様式第八号中「秋田県教育委員会 様」を「(あて先)秋田県教育委員会」に改める。

様式第十号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第十一号中「

年 月 日」を
 年 月 日
 様
 に改める。

様式第十四号及び様式第十六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

(秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正)

第二条 秋田県教育委員会職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則(平成二十一年秋田県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「秋田県教育委員会 様」を「(あて先)秋田県教育委員会」に改める。

様式第六号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第七号中「

年

月 日」を
 年 月 日
 様
 に改める。

様式第八号中「秋田県教育委員会 様」を「(あて先)秋田県教育委員会」に改める。

様式第十号中「 様」を「(あて先)」に改める。

様式第十一号中「

年 月 日」を
 年 月 日
 様

年 月 日
に改める。

様式第十四号及び様式第十六号中「
(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第三条 教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号、様式第八号から様式第二十一号まで中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

(秋田県立高等学校授業料減免規則の一部改正)

第四条 秋田県立高等学校授業料減免規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「秋田県立高等学校」を「(あて先) 秋田県立高等学校」に改める。

(秋田県立高等学校管理規則の一部改正)

第五条 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号、様式第五号から様式第十号まで、様式第十三号から様式第二十一号まで、様式第二十三号、様式第二十四号、様式第二十六号及び様式第二十八号まで中「要」を「無」に改める。

(秋田県立高等学校学則の一部改正)

第六条 秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号(1)から様式第三号(3)まで中「
に改める。

様式第四号から様式第十三号まで中「
(秋田県立中学校学則の一部改正)

第七条 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第八号まで中「
(秋田県立特別支援学校学則の一部改正)

第八条 秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第六号から様式第十八号まで中「
(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第九条 博物館の登録に関する規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号及び様式第五号中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

(社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部改正)

第十条 社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和二十五年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号中「要」を「無」に改める。

(秋田県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第十一条 秋田県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十八号まで中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

(文化財保護法施行細則の一部改正)

第十二条 文化財保護法施行細則(平成十四年秋田県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十三号まで及び様式第十七号から様式第十九号まで中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則の一部改正)

第十四条 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の免除に関する規則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「秋田県教育委員会」を「(あて先) 秋田県教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。
(秋田県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の廃止)
- 2 秋田県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則(平成八年秋田県教育委員会規則第一号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、平成22年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
八郎潟町石井ひろお後援会	畠 山 菊 夫	村 井 剛	南秋田郡八郎潟町一日市302-11	平成22年6月14日

ロ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
次の世代に責任を持つ会	阿 部 三 琅	栗 谷 幸 之 助	秋田市山王沼田町11-3	寺 田 典 城	参議院議員	平成22年6月16日

秋選管告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により、平成22年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党にかほ市支部	会 計 責 任 者	金 利 行	柴 田 文 雄	平成22年6月15日
自由民主党増田支部	主たる事務所の所在地	横手市増田町増田字本町9	横手市増田町一本柳西3-18	平成22年6月21日
	代 表 者	千 田 孝 八	阿 部 幸 也	

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
齊藤光喜後援会	主たる事務所の所在地	湯沢市稲庭町字稲庭264	湯沢市三梨町字烏帽子橋134	平成22年6月1日
幸福実現党秋田県本部	主たる事務所の所在地	秋田市土崎港南二丁目3番20号	秋田市寺内三千刈115番1号	平成22年6月17日

幸福実現党秋田後援会	主たる事務所の所在地	秋田市土崎港南二丁目3番20号	秋田市寺内三千刈115番1号	平成22年6月17日
くろさき一紀後援会	主たる事務所の所在地	秋田市雄和椿川字長者屋敷48番地8	秋田市雄和平沢字田中83番地1	平成22年6月22日
秋田県飲食業組合政治連盟	代 表 者	齊 藤 育 雄	中 島 康 介	平成22年6月28日
石川れんじろう後援会	主たる事務所の所在地	秋田市川元開和町3-2 N I W Aビル2F	秋田市大町三丁目1-11 2F	平成22年6月29日

秋選管告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年6月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
高桑国三後援会	高 桑 由 雄	平成22年5月31日	平成22年6月1日
わたなべ聖一後援会	保 科 武 毅	平成22年5月15日	平成22年6月1日
どりかむ倶楽部	高 橋 一 安	平成22年6月9日	平成22年6月11日
三浦克昭後援会	三 浦 重 男	平成22年3月15日	平成22年6月29日
菅原金雄後援会	菅 原 政 行	平成22年6月21日	平成22年6月30日

秋選管告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年7月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 わたなべ聖一後援会（平成22年分）

報告年月日 平成22年6月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

4,505円

前年からの繰越額

4,505円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 どりかむ倶楽部（平成22年分）

報告年月日 平成22年6月11日

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

金田 勝年 衆議院議員

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

15,960円

前年からの繰越額

0円

本年の収入額

15,960円

(イ) 支出総額

15,960円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附	15,960円
政治団体からの寄附	15,960円
その他の寄附	15,960円
合 計	<u>15,960円</u>

(イ) 支出の内訳

経常経費	15,960円
備品・消耗品費	15,960円
合 計	<u>15,960円</u>

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
高桑国三後援会(平成22年分)	平成22年6月1日
三浦克昭後援会(平成22年分)	平成22年6月29日
菅原金雄後援会(平成22年分)	平成22年6月30日

秋選管告示第80号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
齊藤 光喜	湯沢市長	齊藤光喜後援会	主たる事務所の所在地	湯沢市稲庭町字稲庭264	湯沢市三梨町字烏帽子橋134	平成22年6月1日

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄